

改正 平成12年9月27日中津市告示第167号 平成19年3月28日中津市告示第60号
平成21年3月26日中津市告示第90号 平成23年5月25日中津市告示第204号
平成24年3月29日中津市告示第106号 平成26年3月31日中津市告示第114号
平成28年3月31日中津市告示第104号 令和4年8月1日中津市告示第214号

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約の相手方の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(評定の範囲)

第2条 評定の範囲は中津市が発注する工事のうち、1件の当初設計金額が300万円以上の建設工事とする。

(評定の時期)

第3条 評定を行う時期は、検査員にあつては検査要綱第3条第2項及び第3項に定める完成検査及び出来形確認を実施したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。

なお、出来形確認において、工事が準備段階であるなど、工事目的物の品質を適切に評価できない場合には評定を行わないものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、中津市建設工事検査要綱第2条に定める検査員及び監督員とその担当係主幹（総括）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表（別紙様式1。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 第1項の評定は、次の考査項目について、工事成績採点表（別紙様式2）により行うものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等
- (8) 総合評価技術提案

(評語)

第6条 評定の結果は、次の表の区分により評語で標示することができる。

| 評語 | 評定点 |
|------|----------|
| 優秀 | 100点～90点 |
| 良好 | 89点～80点 |
| やや良い | 79点～70点 |
| 普通 | 69点～60点 |
| 要指導 | 59点～50点 |
| 嚴重注意 | 49点～0点 |

(秘密の保持)

第7条 評定の結果は、公表しないものとする。

(評定表の保管)

第8条 評定終了後、主管課長及び主管部長の確認を受け、検査係主幹（総括）、契約検査課長の確認を受け、検査調書の決裁区分に従って決裁を受け、検査係にて保管する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成12年9月27日中津市告示第167号）

この告示は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日中津市告示第60号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日中津市告示第90号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日中津市告示第204号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日中津市告示第106号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日中津市告示第114号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日中津市告示第104号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日中津市告示第214号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式（省略）